

山梨県（日本）とサンタバーバラ郡（米国）との
将来的な姉妹友好地域関係の構築に向けた友好交流に関する覚書

米国カリフォルニア州サンタバーバラ郡及び日本国山梨県（以下「両当事者」と総称する。）は、日本国及びアメリカ合衆国の友好関係並びに地方公共団体相互における協力を強化することの重要性を認識し、豊かな自然環境、農業及びワイン生産の伝統、観光を基盤とする経済並びに持続可能性及び地域社会の福祉の増進に向けた積極的な取組その他の共通性を確認し、人と人との交流、相互理解及び実務的協力が長期的な連携関係の基盤となることの重要性を確認し、各当事者の法令、政策及び行政上の権限を尊重しつつ、柔軟に、かつ、相互の利益となる方法により交流及び協力を促進することを希望する。

よって、両当事者は、次のとおり将来的な姉妹友好地域関係の構築に向けた友好交流に関して合意する。

第1条（目的）

本覚書は、両当事者の間の友好関係及び協力の枠組みを定め、交流及び共同活動を通じて、相互理解、地域の活性化及び持続可能な発展を促進することを目的とする。

第2条（協力分野）

両当事者は、適用される法令を遵守するとともに、利用可能な資源の範囲内において、相互に関心を有する分野における協力の推進に努めるものとする。当該分野には、次に掲げる分野を含むものとし、随時、新たな分野を加えることができる。

- (1) 経済発展、イノベーション及び中小企業の支援
- (2) 農業、食料システム、ぶどう栽培及びワイン関連産業
- (3) 観光、文化、芸術及び歴史遺産に関する交流
- (4) 気候変動への対応、環境保全及び再生可能エネルギーに関する取組
- (5) 教育、青少年及び専門人材の交流

第3条（協力形態）

- 1 本覚書に基づく協力は、次に掲げる方法その他当事者が相互に決定する方法により行うことができる。
 - (1) 代表団、職員、専門人材及び特定分野の専門家の相互派遣又は交流
 - (2) 共同セミナー、フォーラム、ワークショップ又は研修訪問
 - (3) 情報共有及び協働の取組
 - (4) 企業、教育機関及び地域団体との連携の促進
- 2 具体的な活動は、両当事者が合意する書面による取決め又は行動計画により実施するものとする。

第4条（連絡調整）

両当事者は、本覚書に基づく活動に関する連絡及び調整を円滑に行うため、それぞれ適切な連絡窓口を定めるものとする。

第5条（財政上の取決め）

- 1 本覚書は、いずれの当事者に対しても財政上の義務を課すものではない。
- 2 本覚書に基づく活動に要する費用は、各当事者がそれぞれ負担するものとする。ただし、別途書面により合意したときは、この限りでない。

第6条（法的性質）

- 1 本覚書は、両当事者の相互の意思を表明するものであり、国内法又は国際法上の法的拘束力を有する義務を生じさせるものではない。
- 2 本覚書に基づき行われる一切の活動は、各当事者に適用される法令、規程その他の定め及び指針に従うものとする。

第7条（広報及び情報）

- 1 両当事者は、本覚書に基づく活動について、当事者間の合意により、公表することができる。
- 2 機密情報その他慎重な取扱いを要する情報は、適用される法令及び当事者間の合意に従い、適切に取り扱うものとする。

第8条（改正）

本覚書の改正は、両当事者が書面により合意した場合に限り、行うことができる。

第9条（有効期間）

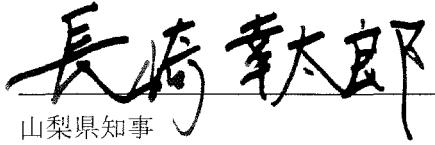
- 1 本覚書は、末尾記載の署名の日のうち最も遅い日に効力を生ずる。
- 2 本覚書は、当事者のいずれかがもう一方に対し、本覚書を失効させようとする日の12か月前までに書面により失効の通知をしたときは、当該日に失効する。
- 3 両当事者は、必要に応じ、本覚書に基づく協力の状況を確認するものとする。

第10条（言語）

本覚書は、日本語及び英語により作成し、両本文はいずれも正文とし、同一の効力を有する。

2026 年 3 月 17 日 山梨県にて

日本国山梨県

A handwritten signature in black ink, reading '長崎 幸太郎' (Nagasaki Naoto), written over a horizontal line.

山梨県知事

長崎 幸太郎

2026 年 3 月 17 日 山梨県にて

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタバーバラ郡

A handwritten signature in black ink, reading 'Bob Nelson', written over a horizontal line.

カリフォルニア州サンタバーバラ郡理事会議長

ボブ・ネルソン